

# AMT/NEWSLETTER

## Economic Security & International Trade

2025 年 12 月 18 日

### 経済安全保障推進法の 2026 年以降改正に向けた動向

弁護士 松本 拓 / 弁護士 鈴木 潤/ 弁護士 石川 雅人

#### Contents

##### I. はじめに

##### II. 改正の背景

##### III. 法の改正の方向性

1. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度(サプライチェーン強靭化制度)
2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(基幹インフラ制度):医療分野の追加
3. 重要な海外事業の展開支援:新制度
4. 総合的な経済安全保障シンクタンクの設置:新制度
5. 官民協議会の構築:新制度
6. データセキュリティ:新制度

##### IV. おわりに

## I. はじめに

2025 年 11 月 7 日、高市内閣総理大臣を議長とする経済安全保障推進会議(第 8 回)(以下「推進会議」という。)が開催され、小野田経済安全保障担当大臣に対し、有識者の意見も踏まえながら、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律<sup>1</sup>、いわゆる経済安全保障推進法(令和 4 年法律第 43 号。以下「法」という。)の改正に向けて早急に検討を開始するよう指示があった。同指示を受け、同月 14 日、経済安全保障法制に関する有識者会議(第 12 回)(以下「有識者会議」という。)が開催され、法の改正に向けた議論がなされた。

法附則 4 条は施行後 3 年での見直しをすべきことを定めており、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(2025 年 6 月 13 日閣議決定。以下「骨太の方針」という。)においても、「法附則に基づき、(中略)法の見直しについて、早急に検討する」とされていたが、推進会議及び有識者会議の開催により、2026 年以降の法の改正に向けた動きが本格化したものと考えられる。

本稿においては、法の改正の背景と改正の方向性について解説する。

<sup>1</sup> <https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043>

## II. 改正の背景

改正の背景にある、法の成立後における政府の国際情勢等の現状認識として、有識者会議では、以下の点が指摘されている<sup>2</sup>。

- ウクライナ侵略やガザ情勢をはじめとする地政学リスクの高まり
- 国際社会や世界経済におけるグローバル・サウス諸国のプレゼンスの拡大
- 中国による輸出管理措置等の経済的措置を通じた脅威の拡大
- AI・量子等の先端技術における開発競争の激化による、官民連携強化等の必要性の高まり
- わが国のデータの安全性を確保する必要性の高まり

## III. 法の改正の方向性

推進会議及び有識者会議で示された法の改正の主な方向性は以下のとおりである。

### 1. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度(サプライチェーン強靭化制度)

#### (1) 役務を助成金等の支援対象とすること

重要物資の安定的な供給の確保に関する制度においては、政令<sup>3</sup>で指定された半導体、蓄電池等の 12 の特定重要物資の安定供給確保に係る取組(サプライチェーン強靭化の取組)について政府から助成金等の支援措置を受けることが可能となっている(法 2 章)。現在、支援措置の対象は「物資」とされており、「役務」は支援措置の対象外となっている(法 7 条)。

他方で、たとえば、国際通信の 99%は光海底ケーブルを経由していることから、光海底ケーブルはわが国の経済活動に必要不可欠な物資であるが、その機能の発揮には海底ケーブル敷設船による敷設(役務)が必要であるところ、仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、敷設役務を過度に外部依存する状況において、これが途絶すれば、結果として海底ケーブルの通信機能の発揮が損なわれる事態が生ずる<sup>4</sup>。

このように、物資の機能の発揮に必要な「役務」についても支援措置の対象とする方向で検討が進められている。

#### (2) 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置の追加

現在、法においては、民間事業者では特定重要物資等の安定供給確保を図ることが困難である場合、当該特定重要物資を安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資に指定した上で、政府が施設(工場、設備等)を取得・保有し、国の事業として民間事業者に物資の生産等を委託する仕組み(GOCO<sup>5</sup>)を含め、政府自らが安定供給確保のために必要な措置を講ずることができる旨を規定している(法 44 条、45 条)。

他方で、特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難という事態までに至らなくとも、特定重要物資等の供給に係る事業者(物資供給事業者)の経営状況の悪化等により、事業の廃止、縮小、譲渡、移転等が行われた場合、特定重要物資等の供給能力の喪失や技術流出等、特定重要物資の安定供給確保に支障が生じることが懸念される。

そこで、特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難となる状況の前段階、すなわち特定重要物資の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置を追加する方向で検討が進められている<sup>6</sup>。具体的な措置の内容は、今後、有

2 内閣官房経済安全保障法制準備室「経済安全保障法制に関する有識者会議」(2025 年 11 月 14 日)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyousei/r7\\_dai12/shiryo1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyousei/r7_dai12/shiryo1.pdf) 2 頁

3 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和 4 年政令第 394 号)<https://laws.e-gov.go.jp/law/504CO0000000394>

4 前掲注 2、4 頁

5 「Government-Owned, Contractor-Operated」(国設施設民間操業)を意味する。

6 前掲注 2、5 頁

識者会議において議論がなされる予定である。

### (3)新規の特定重要物資の指定

有識者会議の分野別検討会合(2025年10月29日開催)においては、各省がサプライチェーン分析の結果を踏まえて「早急に措置を講じる必要がある」と判断し、かつ、特定重要物資の指定要件に該当し得るものとして、以下の各物資が挙げられている<sup>7</sup>。これらの物資は、今後、有識者会議本体での議論を経て、新たに特定重要物資として指定される可能性がある。

物資所管省庁	物資
経済産業省	磁気センサー
	無人航空機
	人工衛星
	ロケットの部品(機体、推進装置)
国土交通省	船体を構成する部品
厚生労働省・経済産業省	人工呼吸器

出典:「重要物資に生じている安定供給確保上の課題」<sup>8</sup> 3頁

## 2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(基幹インフラ制度):医療分野の追加

基幹インフラ制度は、国が基幹インフラ事業(特定社会基盤事業)を定め、一定の基準に該当する事業者(特定社会基盤事業者)を指定し、国が定めた重要設備(特定重要設備)の導入・維持管理等の委託をしようとする際に、事前に届出を行い、審査を受ける制度である。

有識者会議においてはこれまで基幹インフラ事業(特定社会基盤事業)に医療分野を追加する方向で検討が進められてきた(検討経緯については、SH5291 2025年における経済安全保障法制の整備に係る最新動向——第11回経済安全保障法制に関する有識者会議—— 松本拓／鈴木潤／石川雅人(2025年1月24日)<sup>9</sup>を参照されたい。)。

医療 DX 推進に中心的な役割を果たす社会保険診療報酬支払基金を特定社会基盤事業者とした上で、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備を特定重要設備とする方向で検討が進められている<sup>10</sup>。

また、個別の医療機関については、高度な医療を提供する能力等を有する医療機関(厚生労働省の社会保障審議会医療部会においては、かかる医療機関として特定機能病院を指定することを審議済みである。)を特定社会基盤事業者に指定する方向で検討が進められている<sup>11</sup>。

## 3. 重要な海外事業の展開支援:新制度

現行のサプライチェーン強靭化に係る支援措置は「物資」の供給確保に着目した枠組みであり、生産基盤の強化や備蓄等を支援して外部依存の低減を図る枠組みであったため、これまでの支援実績のほとんどが国内向けの措置となっていました。

7 内閣官房経済安全保障法制準備室「重要物資に生じている安定供給確保上の課題」(2025年11月14日)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r7\\_dai12/shiryo3-2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai12/shiryo3-2.pdf) 3~20頁

8 前掲注 7

9 <https://portal.shonihomu.jp/archives/72647>

10 厚生労働省「基幹インフラ制度への医療分野の追加について」(2025年11月14日)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r7\\_dai12/shiryo2-4.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai12/shiryo2-4.pdf) 1頁

11 前掲注 10 の 1 頁、及び厚生労働省「基幹インフラ制度への医療分野の追加について」(2025年11月25日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/001599190.pdf> 2~3 頁

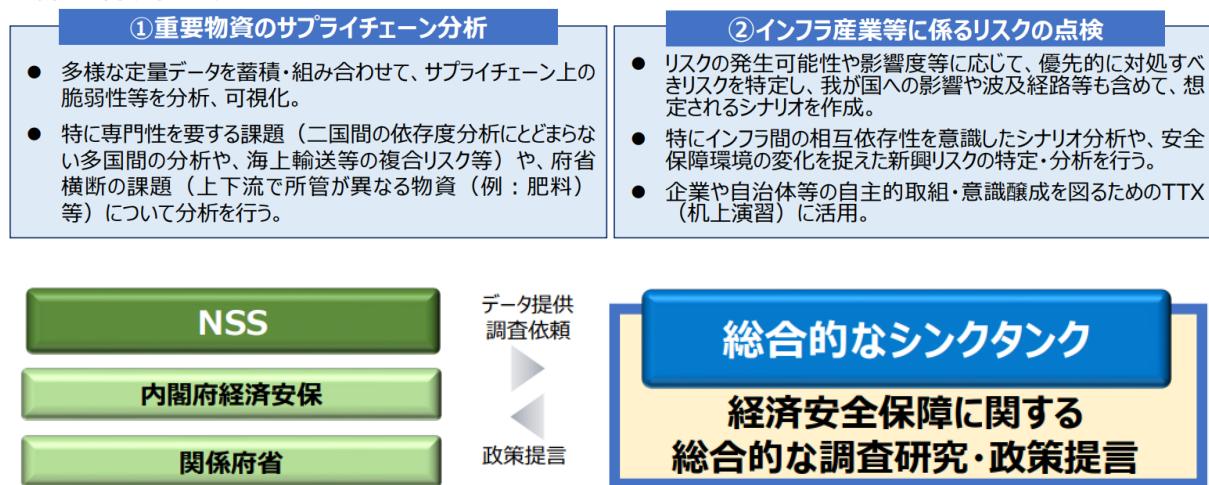
た。

グローバル・サウス諸国等の地政学上の重要地域におけるわが国のプレゼンスを高めつつ、わが国企業が関わる経済安全保障上重要なグローバルサプライチェーンの強化が必要であるとの考え方から、わが国にとって重要な航路における輸送網強靭化のための事業やわが国が優位性を持つ技術の同志国等への展開に向けた事業といった経済安全保障上重要な海外事業の促進措置を追加する方向で検討が進められている<sup>12</sup>。

#### 4. 総合的な経済安全保障シンクタンクの設置:新制度

国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、「DIMET」すなわち外交(Diplomacy)・情報(Intelligence)・防衛(Military)・経済(Economy)・技術(Technology)の専門知識を集結し、総合的な調査研究・政策提言を行うことが必要とされている。また、平時から各府省の具体的な調査研究ニーズを的確に汲み取り、政府の要請に即応して成果をまとめ、政策形成に適時に還元するシンクタンク機能が必要であるとの考え方から、総合的な経済安全保障シンクタンクを設置する方向で検討が進められている(総合的な経済安全保障シンクタンクが行う調査研究のイメージについては下記図参照)。

##### ＜調査研究のイメージ＞



#### 総合的なシンクタンク

##### 経済安全保障に関する 総合的な調査研究・政策提言

出典:「経済安全保障法制に関する有識者会議」<sup>13</sup> 9頁

#### 5. 官民協議会の構築:新制度

経済安全保障に係る諸課題への対応は、政府のみならず民間企業等も主要な主体であることから、官民一体で情報共有や対策の協議を行える場(官民協議会)を設置する方向で検討が進められている。議論のテーマの例としては、重要鉱物の供給制限対応や重要なインフラ産業等のリスク点検が挙げられている。こうした取組みは、経済産業省と産業界との間でも実施されてきているが<sup>14</sup>、今般の検討は、政府全体の取組みと位置付けられた点で目新しい。また、官民協議会の運営には上記(4)のシンクタンクの調査研究結果を活用するとの提案もなされており、企業にとって、当該官民協議会が経済安全保障に関するインテリジェンスソースの一つとなる可能性がある。

12 前掲注2、7頁

13 前掲注2

14 経済産業省貿易経済安全保障局「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン(再改訂)」(2025年5月30日)  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/250530\\_actionplanr.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/250530_actionplanr.pdf) 39頁

## 6. データセキュリティ:新制度

国家安全保障戦略(2022年12月16日閣議決定)<sup>15</sup>においては、「データ・情報保護について、機微なデータのより適切な管理や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けた更なる対策を講ずる」とされていたほか、自由民主党の「有事を見据えた経済安全保障の確保及び骨太方針に関する提言」<sup>16</sup>においては、「安全保障上のリスクとなり得るデータを整理した上で、懸念国へのデータ流出を防ぐ観点からデータ保有者に対する必要な対応について、法制度も含めて実施すべきである」、「データセンターやクラウドサービスの機能停止や懸念国へのデータ流出を防ぐ観点から、データセンターやクラウドサービスに対する必要な対応について、法制度も含めて実施すべきである」とされていた。そして、骨太の方針においては、「重要なデータ保有者や保存・処理先に対する規律の確保」について検討を行うこととされた。

実際、諸外国においては、機微な個人データに関する規律、データセンターやクラウドサービスに関する制度の検討が進められている(下記図参照)。

### ①米国における機微個人データに関する規律

#### 【米国大統領令14117実施規則】

- 米国人(法人含む)が、特定国や特定国の影響下にある者との間で、閾値を超える大量の機微個人データ等へのアクセスを含む特定の取引を行うことを禁止又は制限。

#### ▶ 対象データ ※括弧内は閾値

ヒトゲノムデータ(100人)、生体識別情報(1千人)、位置情報(1千人)、個人健康データ(1万人)、個人金融データ(1万人)等

#### ▶ 対象取引

データプローラー取引、ベンダー契約、雇用契約、投資契約

### ②諸外国におけるクラウドサービス等に関する規律

#### 米国 【ICTS規則】

- ✓ 「クラウド・データストレージを含む重要インフラ等の対象分野で必要となる情報通信技術・サービス(ICTS)」に関する取引において、特定国や特定国の影響下にある者により供給された製品等に安全保障上のリスクがある場合、商務長官が取引の禁止・中止等を指示することができる。

#### 欧洲 【NIS2指令】

- ※EU加盟国に対して国内法制化を要求
- ✓ データセンター・クラウド事業者等の重要セクターの事業者に対して、事業者登録、サブライチーン対策を含むリスク管理措置、インシデント報告等を義務付け。

#### 豪州 【重要インフラ安全保障(SOCl)法】

- ✓ 重要なデータの保管・処理を行う資産(データセンター・クラウドサービス等)を重要インフラ資産として定義し、これらを有する事業者に対し、資産登録、サブライチーン対策を含むリスク管理プログラムの導入、サイバーセキュリティ規制への対応等を義務付け。

出典:前掲注2、11頁

有識者会議は、安全保障上重要なデータとしては個人に関する機微なデータが考えられるとの前提をおいた上で、わが国の外部から行われる行為からかかるデータを防護するためにどのような措置が考えられるか、また、わが国の外部から行われる行為からデータセンター・クラウド上のデータをどのように防護すべきかについて検討した上で、これらの防護策を追加する方向で検討を進められている。

## IV. おわりに

今回の法の改正は2022年の制定以来の大きな改正であり、支援措置、規制措置共に影響を受ける企業の範囲も拡大していくものと見込まれる。特に、光海底ケーブル、医療DX・病院、データセンター、クラウドサービスなどに関わる事業者、及び新規に特定重要物資に指定される可能性のある物資を取り扱う事業者においては、今後の有識者会議における議論を注視していく必要がある。

以上

15 「国家安全保障戦略について」(2022年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定)

<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/nss-j.pdf>

16 自由民主党政務調査会経済安全保障推進本部「有事を見据えた経済安全保障の確保及び骨太方針に関する提言」(2025年5月27日)[https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/210740\\_2.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/210740_2.pdf)

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 松本 拓 ([taku.matsumoto@amt-law.com](mailto:taku.matsumoto@amt-law.com))  
弁護士 鈴木 潤 ([jun.suzuki@amt-law.com](mailto:jun.suzuki@amt-law.com))  
弁護士 石川 雅人 ([masato.ishikawa@amt-law.com](mailto:masato.ishikawa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合は、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。